

標準処理期間の未設定理由

番号 3

処 分 名	牛の卵巣のと畜場外への持ち出し許可申請
根 拠 法 令 名	と畜場法
条 項	第14条第3項
所 管 課	生活衛生課
<p>【標準処理期間を未設定とした理由】 申請実績が0件のため</p>	